

令和7年

乙訓消防組合第4回議会  
会 議 録

令和7年12月24日

乙訓消防組合議会

## 乙訓消防組合議会令和7年第4回定例会会議録

### 目 次

○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○事務局職員出席者	.....	1
○説明のため出席した者	.....	1
○議事日程	.....	1
○開会	.....	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第5号 定期監査の結果報告について	5
	監査報告第6号 例月出納検査の結果報告について	5
○日程 5	議案第18号 乙訓消防組合監査委員の選任について	6
○日程 6	議案第19号 財産（消防ポンプ自動車（水槽付）CD-II） の取得について	7
○日程 7	議案第20号 財産（35m級はしご付消防自動車）の取得 について	8
○日程 8	議案第21号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の 一部改正について	9
○日程 9	議案第22号 令和7年度乙訓消防組合一般会計補正予算 （第2号）について	9
○閉会	.....	12

令和7年12月24日（水）

# 会 議 録

乙訓消防組合議会令和7年第4回定例会

議事日程第4号

令和7年12月24日(水)

午前9時58分開議

○出席議員(9名)

向日市	米重健男議員	松本みゆき議員
	林リエ議員	
長岡京市	柗彰議員	平木竜馬議員
	福島和人議員	田村直義議員
大山崎町	堀内古比呂議員	徳本修司議員

○欠席議員(0名)

○事務局職員出席者

総 務 課 孟 志 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(13名)

中小路 健 吾	管 理 者 (長岡京市長)
安 田 守	副管理者 (向日市長)
前 川 光	副管理者 (大山崎町長)
木 村 作 彦	代 表 監 査 委 員
坂 内 陽 子	会 計 管 理 者
浅 田 太	消 防 長
壬 生 成	本部次長兼向日消防署長
岡 正 幸	本部次長兼予防課長
木 幡 清	長岡京消防署長
佐 伯 英 樹	大山崎消防署長
湯 川 和 之	本 部 総 務 課 長
森 下 隆 男	本 部 警 防 課 長
竹 上 宏	本 部 救 急 課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定

- 日程 3 管理者の諸報告
- 日程 4 監査報告第5号 定期監査の結果報告について  
監査報告第6号 例月出納検査の結果報告について
- 日程 5 議案第 18号 乙訓消防組合監査委員の選任について
- 日程 6 議案第 19号 財産（消防ポンプ自動車（水槽付）CD—II）の取得  
について
- 日程 7 議案第 20号 財産（35m級はしご付消防自動車）の取得について
- 日程 8 議案第 21号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正  
について
- 日程 9 議案第 22号 令和7年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第2号）  
について

○会議録署名議員

向日市 米重健男 議員

向日市 林リエ 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時58分

○松本みゆき議長 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、事務局から参考資料が席上に配付されておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

それでは、今回、長岡京市議会の議員改選によって、乙訓消防組合の議員に交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

長岡京市議会議員の改選により、10月24日付で本組合議員になりました、柘彰議員です。

○柘彰議員 皆様、改めまして、おはようございます。長岡京市の柘と申します。このたび初めてこちらに参加させていただくことになりましたので、何分初めてのものですが、皆様にご指導を賜りながらいろいろと進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本みゆき議長 同じく、平木竜馬議員です。

○平木竜馬議員 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。消防議会、議員自体1期目なんですけれども、どうかよろしくお願いいたします。

○松本みゆき議長 同じく、福島和人議員です。

○福島和人議員 おはようございます。また改めまして、消防発展のため共に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松本みゆき議長 同じく、田村直義議員です。

○田村直義議員 おはようございます。田村直義と申します。11年ぶりにこちらに寄せ

ていただきました。新人のつもりで頑張りますので、よろしくお願いします。

○松本みゆき議長 ありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。地方自治法第113条の規定によりまして定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓消防組合議会令和7年第4回定例会を開会いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、乙訓消防組合議会会議規則第78条の規定によりまして、米重健男議員、林リエ議員を指名いたします。

○

○松本みゆき議長 次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期につきましては、本日1日限りとすることに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたします。

○

○松本みゆき議長 次に、日程3、管理者の諸報告でございます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日、乙訓消防組合議会令和7年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

管理者諸報告に入ります前に、去る10月24日、長岡京市議会議員選挙後の臨時会におきまして、本組合議員として、柗彰議員、平木竜馬議員、福島和人議員、田村直義議員が選出されました。

議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、職員への通勤手当に対する所得税の過少申告について、ご報告とおわびを申し上げます。

議員の皆様方には既にお知らせをさせていただいておりますが、平成27年4月以降、自動車等による方法で5キロメートル以上10キロメートル未満の通勤距離の職員68名におきまして、通勤手当に係る所得税を正確に源泉徴収できていなかったことが判明いたしました。

つきましては、税務署の指示の下、過去5年に遡って再度年末調整を行い、未徴収の税額43万2,000円を対象者から徴収し、改めて納付をする予定であります。

乙訓消防組合では、このような事態を招いたことを重く受け止め、再発防止に向けまして、チェックリストを用いた給与システムのパラメータの定期的なダブルチェック、

諸制度改正時の内容確認を徹底するなどのチェック体制の大幅な強化に努めてまいります。

このたびは、関係者並びに住民の皆様の信頼を失う事案が発生いたしましたことについて、深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、管理者諸報告に入らせていただきます。

初めに、9月から11月までの3か月間の火災等の災害状況について、ご報告をいたします。

この間の出場件数につきましては、総計1,941件の出場をいたしております。内訳では、火災出場が8件、救助出場が14件、その他災害出場9件で、救急出場につきましては、1,910件となっております。

前年同期と比較しまして、火災出場は1件増加し、救助出場は8件減少、その他災害につきましては3件増加いたしました。また、救急出場も118件の増加となっております。

火災8件の内訳は、建物火災が7件、その他火災が1件でございます。

建物火災のうち、住宅用火災警報器の設置が必要となる対象物は2件で、設置の状況は、設置ありが2件で、作動ありが1件でありました。

高速道路上への災害出場につきましては、その他災害1件、救急2件に出場いたしております。

次に、各種訓練についてご報告いたします。

まず、10月25日、26日の両日、奈良県北葛城郡広陵町の奈良県第二浄化センタースポーツ広場をメイン会場に、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練が実施されました。

この訓練におきまして、京都府大隊18隊71名の大隊指揮として、乙訓消防組合消防本部指揮隊を派遣いたしました。

また、11月10日、乙訓郡大山崎町円明寺東嶋の桂川河川公園におきまして、林野火災を想定した京都市消防航空隊との連携訓練を実施いたしました。

乙訓消防組合消防隊が地上に準備をした消火水槽から、京都市消防航空隊ヘリコプターが消火水を汲み、火災想定場所の河川敷に空中消火を行う一連の連携活動の確認を行いました。

次に、火災予防の啓発につきまして、ご報告申し上げます。

11月9日から15日まで、全国一斉に秋季火災予防運動が展開され、乙訓消防組合におきましても、一般住宅への防火訪問や街頭広報、事業所などに対しましては、特別査察や合同消防訓練を実施し、防火意識の高揚を図ったところであります。

現在は、12月20日から31日まで、年末防火運動を展開しており、消防車両での巡回広報による防火意識の啓発を図るとともに、特別警戒パトロール並びにガソリンスタンドへの特別査察を実施しております。

最後に、職員の研究・発表について、ご報告を申し上げます。

まず、今年の4月、第65回全国消防長会東近畿支部消防研究会での作品の募集があり、消防本部予防課の斉藤課長補佐が、簡易自火報訓練装置の開発についてとして作品を応募いたしました。

この研究会は、消防機器の改良・開発や消防に関する論文について審査を行うもので、審査の結果、9月12日付で奨励賞を受賞、また、この研究会を経て、一般財団法人全国消防協会が主催します消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文の募集への推薦が決定いたしております。

また、11月5日、京都市内において「令和7年度京都府消防職員意見発表会」が開催され、大山崎消防署警備2課の桐村消防士が、乙訓消防組合の代表として出場いたしました。

消防職員意見発表会は、消防業務に対する提言や取り組むべき課題等について意見を発表するもので、府内各消防本部から選抜された消防職員15名が参加する中、見事、最優秀賞を受賞し、来年4月に開催予定の東近畿支部での発表会に京都府代表として出場することが決定いたしております。

以上、管理者諸報告とさせていただきます。

○

○**松本みゆき議長** 次に、日程4、監査報告第5号 定期監査の結果報告について、監査報告第6号 例月出納検査の結果報告についてでございます。

代表監査委員の報告を求めます。

木村代表監査委員。

○**木村作彦代表監査委員** 令和7年度定期監査結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

定期監査の実施対象は、消防本部の総務課、予防課、警防課、救急課及び向日消防署、長岡京消防署、大山崎消防署であります。

監査の実施に当たりましては、各所管から資料の提出を求め、財務及び事業に関する事務の執行が、公正で合理的かつ効率的に行われているかを重点に実施をいたしました。

その結果、財務及び事業等の全般に関しまして、事務事業の執行は適正に処理されているものと確認をいたしました。

なお、個々の監査結果につきましては、お手元にお配りをしております報告書のとおりであります。

以上で、定期監査の結果報告を終わります。

続きまして、例月出納検査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年度一般会計令和7年8月分、9月分及び10月分の例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定に

より、その結果を報告いたします。

各月につきまして、関係諸帳簿、公金受払報告書、その他裏づけとなります証票書類及び金融機関残高証明書等を照合するなど、検査の結果、計数に誤りもなく、出納及び現金の保管等、適正に処理されていたことを確認いたしました。

以上です。

○松本みゆき議長 ありがとうございます。以上で、定期監査の結果報告、例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○松本みゆき議長 続きまして、日程5、議案第18号乙訓消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本議案につきましては、中小路管理者から監査委員の選任について、議案提出されたものでございます。

地方自治法第117条の規定によりまして、田村議員の退席を求めます。

(田村議員 退席)

○松本みゆき議長 提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程5、報告第18号乙訓消防組合監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

現在、本組合の監査委員は、識見を有する者としまして、向日市から木村作彦氏、大山崎町から藤原博氏がそれぞれ選任されており、長岡京市からは議会選出の監査委員を選任することになっておりますが、去る10月の長岡京市議会議員選挙によりまして、現在、議会選出の監査委員が欠員となっております。

したがって、新たに議員の中から選任する監査委員につきまして、田村直義氏を適任と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

田村直義氏の略歴につきましては、議案参考に記載のとおりであります。

ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○松本みゆき議長 ただいま、提案理由の説明がございましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略して直ちに採決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、裁決をいたします。

議案第18号につきまして、原案どおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手、全員でございます。

よって、議案第18号は原案どおり同意されました。

(田村議員 復席)

○

○松本みゆき議長 次に、日程6、議案第19号財産（消防ポンプ自動車（水槽付）CD一Ⅱ）の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 それでは、日程6、議案第19号財産（消防ポンプ自動車（水槽付）CD一Ⅱ）の取得につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、向日消防署に配置いたします、水槽付消防ポンプ自動車CD一Ⅱを更新整備するものであります。

去る令和7年11月17日に、7者による指名競争入札の結果、落札業者の小川ポンプ工業株式会社と8,184万円で仮契約を締結いたしました。

取得を予定しております消防ポンプ自動車CD一Ⅱにつきましては、配付しております資料のとおりで、キャブオーバー型ダブルシートの5.5tシャシで、自積水により迅速な放水活動を行うため、800リットルの水槽を備えるものであります。

当該車両の装備といたしましては、自己保有タンク水と、泡混合装置を搭載することにより、筒先保持軽減と少量の放水量で効率的な消火が可能となります。

また、救助資機材の収納スペースを確保し、多様化する災害に対応するための多機能型車両となっております。

以上が概要でございます。

つきましては、近く契約の締結をいたしたく存じますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○松本みゆき議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がございましたが、本件について、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入りますが、討論はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第19号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

○

○松本みゆき議長 次に、日程7、議案第20号、財産（35m級はしご付消防自動車）の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○**中小路健吾管理者** 日程7、議案第20号財産（35m級はしご付消防自動車）の取得につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、長岡京消防署に配置します、35m級はしご付消防自動車を更新整備するものであります。

去る令和7年12月3日に、2者による指名競争入札の結果、落札業者の株式会社モリタ関西支店と2億5,630万円で仮契約を締結いたしました。

取得を予定しております35m級はしご付消防自動車につきましては、配付しております資料のとおりで、キャブオーバー型ダブルシート型の10tシャシで、中高層建物火災はもとより、救助出場等、様々な災害に対応できる乙訓消防組合で唯一のはしご付消防自動車であります。

35mのはしご装置は、ビルの11階から12階まで伸梯することができ、はしご先端に取り付けられるバスケット内に要救助者を救出し、同時にバスケットから地上へ救出するためのリフターを動かすことができます。

ほかにも、はしご作動時に発生する揺れをコンピューターにより制御する装置など安全面を強化し、安全かつ迅速な救助活動を行える装置を搭載します。

以上が概要でございます。

つきましては、近く契約の締結をいたしたく存じますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○**松本みゆき議長** ありがとうございます。ただいま、管理者から提案理由の説明がございました。

本件について、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

討論はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第20号につきまして、原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○

○**松本みゆき議長** 次に、日程8、議案第21号乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○**中小路健吾管理者** それでは、日程 8、議案第 2 1 号乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の人事院勧告や構成団体、他の一部事務組合の給与制度を鑑みた給与条例の改正に伴い、条例を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、第 1 条で通勤手当及び給料表の増額改定を行い、また、期末・勤勉手当の年間支給月数を、一般職員及び管理職員につきましては、0.05 月分引き上げ 4.65 月とし、再任用短時間勤務職員につきましては、0.05 月分引き上げ 2.45 月とするものであります。

なお、この引き上げ分でございますが、本年度につきましては、12 月期の期末・勤勉手当に配分し、第 2 条で令和 8 年度以降について、6 月期及び 12 月期の期末・勤勉手当が均等となるよう配分するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定については令和 7 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条の規定につきましては令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○**松本みゆき議長** ありがとうございます。ただいま管理者から提案理由の説明がございました。本件について、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入りますが、討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第 2 1 号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、議案第 2 1 号は原案どおり可決されました。

○

○**松本みゆき議長** 続きまして、日程 9、議案第 2 2 号令和 7 年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○**中小路健吾管理者** それでは、日程 9、議案第 2 2 号令和 7 年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ2,946万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億1,992万4,000円とするものであります。

3ページでは、債務負担行為としまして、2,300万円を京都府南部消防指令センター共同運用に伴う備品購入費として計上いたしております。

次に、6ページ、歳出についてご説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13使用料及び賃借料では、契約額の確定による不用額として301万8,000円を減額、目2財産管理費、節12委託料では、長岡京消防署の清掃委託料として55万5,000円を減額しております。

人事院勧告による給与の増額として、款3消防費、項1消防費、目1常備消防費、節2給料では、1,430万円、節3職員手当等では、各手当に合計で2,607万円、節4共済費では、共済組合負担金に240万円をそれぞれ計上しております。

節12委託料では、75万5,000円、節13使用料及び賃借料では56万1,000円、節18負担金・補助及び交付金では、救急安心センター事業負担金277万2,000円、7ページ、目2消防施設費、節17では、備品購入費で564万4,000円をそれぞれ減額しております。

5ページにお戻りください。歳入について、ご説明を申し上げます。

款1分担金及び負担金では、先ほどの人事院勧告による給与の増額分と契約額の確定に伴う差金を相殺しまして、構成市町からの分担金2,946万5,000円を追加しております。

以上、令和7年度乙訓消防組一般会計補正予算（第2号）につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○松本みゆき議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がございました。本件について、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

討論はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第22号につきまして、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員でございます。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○松本みゆき議長 それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

よって、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会の副委員長互選の結果をご報告いたします。

議会運営委員会の副委員長には、福島和人議員が選出されました。

以上で報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でございますので、何かほかにご意見、ございませんでしょうか。

堀内議員。

○堀内古比呂議員 冒頭にご報告いただきました所得税過少申告の事案の問題ですけれども、これ、延滞税だとか不納付加算税とかまだはっきりするまでに時間がかかるというふうに思うんですけれども、どれぐらいを見込んでおられますでしょうか。

○松本みゆき議長 湯川総務課長。

○湯川和之本部総務課長 不納付加算税につきましては、未納付になっております税額が1月10万円を超えた場合に課せられるということで、今回の場合、1月当たり1万円前後となりますので、納付加算税につきましては不要であるということでございます。

また、延滞税につきましては、この納付が漏れておりました年度につきまして、納付した後、源泉徴収票を税務署に提出した後に税務署のほうで判断されるということで、今のところ、これにつきましても延滞税がかかるのか否か、金額につきましても税務署のほうで検討中ということでございます。

○松本みゆき議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 またはっきりしたら、ぜひ報告いただきたいと思います。

続いてよろしいでしょうか。

○松本みゆき議長 はい。堀内議員。

○堀内古比呂議員 これ、影響された方が68人ということで非常に多い人数だと思うんですけれども、これ、68人の方への説明なんかはきちんとされていると思うんですけれども、理解と納得というのは得られていますでしょうか。

○松本みゆき議長 湯川総務課長。

○湯川和之本部総務課長 まず、全職員に対しまして、幹部会議におきまして所属長に通知しました。所属長を通じまして全職員にこういうことがありましたというお知らせをさせていただいた上で、同じく所属長を通じまして各該当する職員には、不納付となっております金額も含めまして説明とお詫びをさせていただいた上でご理解をいただいているということでございます。

○松本みゆき議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 これ、非常に平成27年からということですから、退職されている方というのがいらっしゃる但实际上には思うんです。退職された方についてはどのような対応をされているかというのを教えていただけますか。

○松本みゆき議長 湯川総務課長。

○湯川和之本部総務課長 税務署のほうにお伺いさせていただいたところ、退職された方について徴収することは難しいであろうというご判断をいただきまして、こちらについては対象外とさせていただいております。

○松本みゆき議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 税務署が、もうその方については免除ということで返事をもらったということで理解しておいてよろしいですか。

○松本みゆき議長 湯川総務課長。

○湯川和之本部総務課長 そのとおりでございます。

○松本みゆき議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 最後にですけれども、これ、管理者から再発防止についてはご説明いただきました。ぜひ、専門職とまでは言いませんけれども、一定実務に長けている方を配置すべきだというふうに思いますし、ぜひミスが起こらないように気をつけていただくということで、これは要望しておきます。

○松本みゆき議長 ほかに、何かご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○松本みゆき議長 ありがとうございます。

では、これもちまして、乙訓消防組合議会令和7年第4回定例会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでございました。

閉会 午前10時33分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓消防組合議長 松本みゆき

乙訓消防組合議員 米重健男

乙訓消防組合議員 林リエ